

若林クラブ規約

第1章 総 則

(名称・所在地)

第1条 若林地域を中心に活動する総合型地域文化スポーツクラブ「若林クラブ」(以下「本クラブ」という)は、別表1に規定する参加団体(以下「参加団体」という)を有し、事務所を東京都世田谷区若林5丁目27番18号 世田谷区立若林小学校内に置く。

(目的)

第2条 本クラブは、各団体のこれまでの活動を尊重しつつ一つの組織としてより良い形を目指すと共に、歴史ある若林小学校を中心に若林及びその周辺地域に住む住民(以下「地域住民」という)に、非営利の文化・スポーツ活動をとおして一生涯にわたり、人づくり、健康づくり、生きがいくくり、絆づくり、まちづくりを実現する。

(事業)

第3条 本クラブは、前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) あらゆる年代の地域住民の誰もが、様々な文化活動・スポーツ活動を楽しめるよう指導者の確保・場所の確保・用具の充実等環境の整備を行う。
- (2) 地域住民の自主的な文化活動・スポーツ活動を促進する為の様々な取り組みを行う。
- (3) 地域住民が参加できる文化スポーツ的催しを開催する。
- (4) 地域住民、地域内の文化スポーツ団体、学校、関連する行政機関との連携・橋渡しを積極的に行う。

(会員)

第4条 本クラブの会員は、次の2種とする。

- (1) 正会員 本クラブの目的に賛同して入会し、総会の議決権を有するもの。
- (2) 本会員 本クラブの事業に参加することを目的とし、所定の入会申込書にて申し込み、毎年会費(大人1,000円、75歳以上・中学生以下500円)を納入するもの。

第2章 役員及び事務局

(役員)

第5条 本クラブに、正会員の中から次の役員を置く。

- (1) 会長 1人
- (2) 副会長 2人以内
- (3) クラブマネージャー 3人以内

(4) 事務局長 1人

(5) 監事 2人

2 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(役員の選任)

第6条 役員は、クラブ運営委員会の推薦により総会において選任する。

(役員の職務)

第7条 役員及び役員会の職務は次のとおりとする。

- (1) 会長は、本クラブを代表し、会務を総括するとともに、総会、クラブ運営委員会及び役員会を招集し、その議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時はその職務を代行する。
- (3) クラブマネージャーは、本クラブの活動全般を把握し、本クラブが円滑に運営されるように連絡・調整を行い、会長の同意を得て、補佐役としてサブ・クラブマネージャーを置くことができる。
- (4) 事務局長は、事務局とともに本クラブの会務を処理し、事務を統括する。
- (5) 監事は、本クラブの業務執行の状況及び財産状況を監査する。

(事務局)

第8条 本クラブに事務局を設ける。

- (1) 事務局は、事務局長及び事務局長を補佐する事務局員を置く。
- (2) 事務局は、会計、庶務、広報を担う。

第3章 組 織

(組織)

第9条 本クラブの組織は別表2のとおりとする。

(総会)

第10条 総会は、定時総会と臨時総会の2種とし、正会員をもって組織する。

(総会の権能)

第11条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 前年度の事業報告及び収支決算
- (2) 次年度の事業計画及び収支予算
- (3) 役員の選任
- (4) 本規約の改正
- (5) その他本クラブの重要事項

(総会の開催)

第12条 定時総会は、毎年1回、事業年度終了後3か月以内に開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) クラブ運営委員会が必要と認め召集の請求をしたとき。
- (2) 正会員数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって召集の請求があったとき。

(総会の定足数)

第13条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第14条 総会における議事は、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会での表決権)

第15条 各正会員の表決権は平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決することができる。又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(クラブ運営委員会)

第16条 本クラブにクラブ運営委員会を置く。

- 2 クラブ運営委員会は、会長、副会長、クラブマネージャー、参加団体の代表者、及び事務局をもって構成する。
- 3 クラブ運営委員会は、次の役割を担う。
 - (1) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (2) 総会に付議すべき事項

(役員会)

第17条 本クラブに役員会を置く。

- 2 役員会は、会長、副会長、クラブマネージャー、事務局長をもって構成する。
- 3 役員会が審議する事項は次のとおりとする。
 - (1) 本クラブの日常業務の運営に関する細目事項
 - (2) クラブ運営委員会においてその決定を委ねられた事項

(相談役)

第18条 本クラブに相談役を置くことができる。

- 2 相談役は会長が推挙し、クラブ運営委員会において承認する。
- 3 相談役は組織の運営に関し、会長からの諮問に対し意見を述べることができる。

(地域サポーター)

第 19 条 本クラブに地域サポーターを置く。

2 地域サポーターとは、本クラブからの要請に対し、協力、支援することを申し出た地域団体、地域支援団体、学校関係、自治会その他の団体の代表者・関係者又は有識者をいう。

第 4 章 会 計

(会計年度)

第 20 条 本クラブの会計年度は、毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までとする。

(経費)

第 21 条 本クラブの経費は、年会費、寄付金、補助金及びその他の収入をもって支弁する。

(営利行為の禁止)

第 22 条 本クラブは特定の政党、宗教に偏ることなく、営利を目的とする行為を行なわない。

第 5 章 事故の責任

(会員の保険)

第 23 条 本会員は、各自が任意に又は参加団体の判断により保険に加入し、自己責任のもとで文化スポーツ活動を行う。

(事故の責任)

第 24 条 本会員は、本クラブの活動に際し、盗難、傷害などの事故が起きたときは、自己の責任とし、本クラブ及び本クラブに協力する指導者に対し、一切の損害賠償請求をしないものとする。

第 6 章 その他

(細則)

第 25 条 本クラブの運営上必要な細則は、クラブ運営委員会の議決によって定める。

(付 則)

(施行)

第 1 条 本規約は、平成 25 年 4 月 21 日 より施行する。

(発足当初の役員)

第 2 条 本クラブの発足当初の役員は本規約第 6 条に拘わらず「若林クラブ設立実行委員会」の推薦により総会において選任する。

2 本クラブの発足当初の役員任期は、本規約第 5 条第 2 項に拘わらず設立時から平成 27 年度定時総会までとする。

(発足当初の相談役)

第 3 条 発足当初の相談役は本規約第 18 条 2 項に拘わらず若林町会会長及び副会長があたる。

(発足当初の会計年度)

第 4 条 本クラブの初年度の会計年度は、本規約第 20 条に拘わらず平成 25 年 4 月 21 日から平成 26 年 3 月 31 日までとする。

(発足当初の参加団体の活動)

第 5 条 参加団体の現状の活動を尊重する為に移行期間を設ける。

2 移行期間は平成 26 年度定時総会までとする。